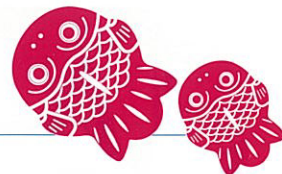


年金のお受け取りは近くて便利なJAで！



年金(老齢給付)は原則、何歳から？ 何年かけたら？ もらえるの。

国民年金の場合

国民年金は何年加入していたら、もらえるの？

A 国民年金だけの人は納付期間(保険料免除期間などを含む)が25年以上あれば受給できます。

国民年金と厚生年金に、それぞれ加入していたのですが？

B 国民年金と厚生年金の人は加入期間(国民年金は納付期間)が合計25年以上あれば受給できます。

国民年金(老齢基礎年金)支給率

受給開始年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
昭和16年4月1日以前生まれの人	58%	65%	72%	80%	89%	100%	112%	126%	143%	164%	188%
昭和16年4月2日以降生まれの人	70%	76%	82%	88%	94%	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%

※昭和16年4月2日以降生まれの人は、請求月により支給率が異なります。上記は誕生月の支給率を表しています。

例 国民年金25年

65歳支給(繰上げ支給、繰下げ支給あり)

例 国民年金15年 厚生年金10年

65歳支給 60歳支給

厚生年金の場合

厚生年金は何年加入していたら、もらえるの？

A 厚生年金だけの人は加入期間が合計で通常20年以上(注1)あれば受給できます。
(注1) 昭和27年4月2日以降生まれの人は、段階的に25年以上必要となります。

厚生年金に加入する前は国民年金に加入していたのですが？

B 男性40歳(女性35歳)以降に厚生年金の加入期間が15年以上(注1)あれば受給できます。(注1) 昭和22年4月1日生まれの人までの特例で、その後段階的に廃止され、昭和26年4月2日生まれの人から完全廃止されます。

厚生年金に加入する前は共済年金に加入していたのですが？

C 厚生年金と共済年金の人は加入期間が合計20年以上あれば受給できます。

60歳前半の老齢厚生年金の支給開始年齢(通常支給の場合)

生年月日	報酬比例部分	定額部分	生年月日	報酬比例部分	定額部分
男/昭和16年4月1日以前 女/昭和21年4月1日以前	60歳	60歳	男/昭和20年4月2日～昭和22年4月1日 女/昭和25年4月2日～昭和27年4月1日	60歳	63歳
男/昭和16年4月2日～昭和18年4月1日 女/昭和21年4月2日～昭和23年4月1日	60歳	61歳	男/昭和22年4月2日～昭和24年4月1日 女/昭和27年4月2日～昭和29年4月1日	60歳	64歳
男/昭和18年4月2日～昭和20年4月1日 女/昭和23年4月2日～昭和25年4月1日	60歳	62歳	男/昭和24年4月2日～昭和28年4月1日 女/昭和29年4月2日～昭和33年4月1日	60歳	65歳

※昭和28年(女性)昭和33年)4月2日以降生まれの方からは、報酬比例部分も段階的に支給開始年齢が引き上げられます。

例 厚生年金A社15年6ヵ月 厚生年金B社4年6ヵ月

60歳支給

例 国民年金2年 厚生年金15年

65歳支給 60歳支給

例 共済年金12年 厚生年金8年

60歳支給 60歳支給

年金を確実に受取る。お手続きはカンタンです。

手続きに必要な書類

- 老齢給付裁定請求書(JAの窓口でお受け取りください)
- 添付書類(戸籍謄本、住民票、本人と配偶者の所得証明、年金加入期間確認請求書など) ※それぞれのケースに応じて、必要でないものや他に必要な書類があります。
- 持参するもの(年金手帳、基礎年金番号通知書、印鑑(認印)など)

提出先

- 国民年金だけの方
市区町村役場(国民年金課など)
(第3号被保険者期間のある人は、住所地を管轄する社会保険事務所)
- 厚生年金だけの方
最終勤務会社を管轄する社会保険事務所
- 厚生年金と国民年金の混ざった方
(最終加入が国民年金の場合)
住所地を管轄する社会保険事務所
(最終加入が厚生年金の場合)
最終勤務会社を管轄する社会保険事務所

年金証書・裁定通知書、振込通知書、現況届

- 手続き終了後、約2ヵ月で年金証書・裁定通知書が届きます。
- 年金支払月は2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回ですが、振込通知書は1年に1回届きます。
- 毎年、誕生月の前月にくる「現況届」を提出しないと、年金は支給差し止めになります。

基礎年金番号通知書

- 年金に関するさまざまな手続きやお問合せは、基礎年金番号で行うことになりますので、大切に保管してください。

お受取口座をJAに変更されるときは

- お手続きは簡単です。「年金証書」と印鑑をご持参のうえ、JAバンクの窓口にお申しつけください。

おもな年金の受給日

国民年金 厚生年金 船員保険年金	2・4・6・8・10・12月の各15日
労災年金	
国家公務員共済年金 地方公務員等共済年金 (地方職員・公立学校等) 私学共済年金	
厚生年金基金	2・4・6・8・10・12月の各1日 ※金額によっては支給されない月もございます。
農業者年金	2・5・8・11月の各10日

※年金受給のお手続きの関係で、初回の受給月が上記の受給月と異なる場合があります。
※受給日が休日の場合は前営業日(厚生年金基金は翌営業日)となります。

*くわしくは、窓口までお問い合わせください。



予約書兼
申込書

おなまえ

様

印

生年月日

大・昭和

年

月

日生

おところ

TEL

(

)

ご趣味等

年金の種類

ご予約・お申込みありがとうございます。